

栃木県感染症予防ラウンド事業実施要領

（目 的）

第 1 本事業は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により策定された栃木県感染症予防計画に基づき、集団生活を行っている施設に対して、平時から巡回訪問し、感染対策に関する助言を行うことで、当該施設における感染症対応力を向上させ、もって感染症の発生及びまん延の防止を図ることを目的とする。

（任 務）

第 2 本事業は、対象施設における感染対策について、地域保健法第 6 条第 12 号及び栃木県感染症予防計画第 1 章第 3-1 及び第 2 章第 5-1 に基づき、定期的な巡回訪問及び助言（以下「ラウンド」という。）を行う。

（対象施設）

第 3 本事業の対象施設は、高齢者施設、障害者施設、保育所、幼稚園及び小中学校等の集団生活を行っている施設のうち、保健所が必要と判断した施設とする。ただし、医療機関は除くものとする。

（ラウンド事業）

第 4 本事業は、次により業務を行う。

- （1）対象施設に対して実地にて行う。
- （2）別添「栃木県感染症予防ラウンド事業実施の手引き」に基づき行う。

（実績報告）

第 5 保健所長は、年度終了後、翌年度 4 月 30 日までに、ラウンド結果について別紙「栃木県感染症予防ラウンド事業結果集計表」を用いて保健福祉部長宛てに報告する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から実施する。
- 2 栃木県感染症予防機動班設置要領（平成 12 年 4 月 3 日）は、廃止する。